



情報(第99号)



令和2年9月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

岩国市錦町広瀬の日前神社狛犬：今自然の造形、人工の造形なのでしょうか

飲酒によるパワハラ



1 晩と朝で態度豹変

当職は、昭和 51 年 4 月に社会保険庁へ採用されました。その当時の出来事として、先輩職員 A が居酒屋でその上司（課長）と飲んでいるわけです。すると、目が座った A さんは、課長に向かって、「おい、〇〇（課長の苗字）、お前、誰のお陰で課長ができちよるんか」と威勢がよく、えっ!! そんなこと平気で言っているの？と、ひやひやしたものです。よく朝、A さんは、「課長、昨日は大変失礼いたしました」と、まるで米つきバツタみたいにペコペコしている姿に啞然としたものです。

聞くと、飲むとそういう態度なので、A さんは課長に昇進することはなかったのですが、酒の席とはいえ、昇進していたらパワハラ上司となったでしょう。

2 飲み会

話が飛躍しますが、平成 6 年に公開された「スピード」という映画があります。手に汗を握るスリル満点の内容。犯人が路線バスに爆弾を仕掛け、バスの速度が約 80km/h を越えると安全装置が解除され、その後は速度がこれを下回ると爆発するという仕掛けがなされ、これを阻止するためバスに乗り合わせた女性アニーと警察官ジャックの活躍を描きます。最後は事件解決で、ジャックとアニーの熱いキスシーンで終わります。同じ舞台で苦労を分かち合った絆というものはとても強いわけです。

余談ですが、ジャックが着用したカシオ腕時計「G-SHOCK」は、この映画でヒットし「スピードモデル」の別名で呼ばれる型がありました。この影響で当職も「G-SHOCK」を一個買っています。

こんな非現実的なことは起きないし、苦難や苦役を共にすることもそうあることではなく、そうすると飲み会は、誰でも簡単にできる絆を強める場であることは古今東西共通です。

3 価値観の多様化

当職のような年代では、飲み会は、共感を得ることのできる非常に有効な場だし、喜んでもらえると思込しているでしょう。

しかし、最近の若い方では、おごりでも時間外に上司の顔を見たくないと思惑がられたり、飲み会での激励を過度な圧力と受け取られたりすることがあります。飲み会は、参加して当然だとの決めつけはせず、催す際には、予め意見を聞き、また、酒を飲むことができるかを聞いておき、飲めない者であれば周囲に酒の強要をしないように周知する配慮をした方がよいといえます。

いずれにせよ、何回かは、仕事を離れて談笑する機会があった方が有効です。

4 飲酒によるパワハラ

飲酒が問題となった事件を紹介してみます（東京地判平 24. 3. 9 労働判例 1050-68）。

判決文を要約すると、

反省会を兼ね、居酒屋で被告丙川（男）ら3名は、飲酒をし、酒を飲むことができない原告（男）は、ウーロン茶を注文。暫くして、丙川は、原告にビールを勧め、グラスを手でふさぎ、「飲めないんです。飲むと吐きますので、今日は勘弁して下さい」などと断った。しかし丙川は、「少しぐらいなら大丈夫だろ」などとしつこくビールを勧める。気分が悪くなりトイレへ駆け込んだ原告へ「酒は吐けば飲めるんだ」などと言いつつ。その後、宿泊先のホテルに向かい、同日午前1時ころ、丙川の部屋へ行き、アルコール類を飲んだ。原告も、丙川からコップにアルコール類をつがれ、そのコップに口を付けたが、その量は2、3口程度であった。そして原告は、眠くなり、丙川の部屋にあるベッドにおいて眠り込み、丙川は、原告をそのままベッドに寝かせておき、自らは、もう一つのベッドで就寝した。

というようなことがあり、やがて原告は、休職、その期間満了により自然退職扱いとされ、飲酒強要等のパワハラを受けたことにより精神疾患等を発症したと安全配慮義務違反を主張したものです。

判決は、居酒屋における原告の酒量は、コップにして約3分の2程度にとどまり、原告の上記体質を考慮に入れたとしても、多量であるとはいえず、それなりに酒量をセーブしながら、丙川からの飲酒の誘いに応じていた形跡がうかがわれることから、居酒屋において丙川が原告に対して行った飲酒の勧誘は、強要といわれても仕方がないものであったとはいえ、その飲酒の経過や態様等からみて、上司としての立場（地位・権限）を逸脱・濫用し、通常人が許容し得る範囲を著しく超えるような性質、内容のものであったとまではいい難い。したがって、被告丙川は、上不法行為と評価し得るほどのパワハラを行った事実はないものというべきであると、原告の主張を退けました。

5 後味の悪さ

丙川は、悪い方ではなく、酒が好きで、飲めば人類皆兄弟のような単純な発想の持ち主なのでしょう。ハラスメントとまでは認定されないまでも、飲めないと言っている者に翌日になるまで突き合わせています。裁判官によっては、パワハラになり得るでしょう。ホテルに帰ったら解放するくらいの配慮は必要であったと考えられます。

結局は退職、裁判と後味の悪さだけが残りしました。スピードのように共通の目標に向かっているならばお互い共感を得ることができますが、自分は酒が好き、でも相手方がそうでないなら、他に共感を得るべきことを探したいものです。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>